

## 第4編 (大月都留広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例)

### 第3章 分限・懲戒

#### ○大月都留広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和56年12月21日条例第3号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号

令和元年11月29日条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

**第2条** 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条において同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第4条において同じ。)とする。

(降格の事由)

**第3条** 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号いずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またこれに耐えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合。

(降号の事由)

**第4条** 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続き)

**第5条** 任命権者は、次の各号いずれかに該当する場合においては、医師2人を指名し、あらかじめ診断を行わせなければならない。

- (1) 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合
- (2) 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合
- (3) 第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

**第6条** 法第28条第2項第1号に規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対

する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

**第 7 条** 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の職員(会計年度任用職員を除く。)の給与については、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和 42 年条例第 6 号)の定めるところによる。

3 休職期間中の会計年度任用職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。  
(委任)

**第 8 条** この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)施行の日から適用する。

#### 附 則(令和元年 11 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。